

ユニフォーム及び広告規程

公益財団法人日本セーリング連盟
パラセーリング委員会

1. ユニフォームの着用基準と運用

- (1) JSAFにより支給されたユニフォームは下記の基準により着用しなければならない。
 - 1) 強化選手として出場する大会、もしくは強化事業に於けるオフィシャルな式典、(開会式、閉会式、レセプション等)、記者会見、報道機関からインタビューを受ける場合。
 - 2) パラセーリング委員会強化チーム(以下パラ強)による補助事業(海外大会派遣、強化合宿等)においてパラセーリング委員会強化小委員会(以下パラ強小委)が指定した場合。
- (2) ユニフォームは、以下の条件を満たしたうえで、パラ強小委の承認を得て、所属先またはスポンサーのロゴを入れる事ができる。ロゴを使用する際は以下の要件に従う。
 - 1) JSAF またはパラ強小委員会が定めるオフィシャルロゴと同等以上のサイズとしない事。
 - 2) 任意の箇所への貼付けを可とするが、JSAF またはパラ強小委が定めるオフィシャルロゴを隠してはならない。
 - 3) 上記のほか、パラ強小委の事前の許可なく、ユニフォームに何らかの広告を付加することやユニフォームの形状を改変する等の変更を加えてはならない。
- (3) 支給された全ての物品は他人へ譲渡または貸与してはならない。

2. スポンサー及びスポンサーロゴの承認

- (1) スポンサーは、競技等に相応しい企業・団体とする。また、同一イベントでスポンサー・パートナー等に登録されている企業・団体と競合する企業・団体については事前に協議する。
- (2) スポンサーのロゴマークを使用する場合は、その2か月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマーク使用申請書」をパラ強小委宛に提出し、承認を得なければならない。
- (3) スポンサーロゴ使用は、選手もしくはスポンサーとの交渉を担当する者がパラ強小委に対して申請する。パラ強小委は申請の承認・不承認を決定して申請者に通知すると同時に、JSAF 常任委員会および理事会に報告する。

3. 艇(セールを含む)に表示する事が許される文字、ロゴ、マーク

- (1) 艇またはセールの製造者
- (2) 大会スポンサー
- (3) 艇の名前(艇名)または所属団体名
- (4) 所属団体または選手個人のスポンサー

4. ユニフォーム等の対象に含めないもの

ユニフォーム等の対象としないもの(「パーソナルアイテム」と総称する)は、次のとおりである。

- (1) 眼鏡、サングラス、グローブ、腕時計、靴下
- (2) 髪を束ねるあるいは髪形を整えるための種々の小物類(ヘアバンド、カチューシャ等)
- (3) アクセサリー(イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、指輪等)
- (4) 人工的染料の皮膚への塗布・貼付(化粧、マニキュア、ペインティング、タトゥー等)
- (5) 医療上の理由で身に着けているもの(ギブス、サポーター、コルセット、包帯、絆創膏等)
- (6) 許可を受けたアダプテーション
- (7) 宗教上の理由で常時着用するもの(イスラム教のヒジャブ等)

5. 備考: パラセーリング委員会強化小委員会(パラ強小委)とは

パラセーリング委員会強化小委員会(パラ強小委)は、パラセーリングの選手権大会等で強化選手の認定基準を満たしたパラセーラーに対して、国際大会等で上位を目指せる資質を保有しているかを技術面、医療面、環境面で評価し、最終的に強化選手と認定するとともに国際大会等の派遣選手を選定するものである。また、パラセーリングの強化方針や戦略を検討し、それに付随する予算やシステムを構築するものである。

6. 制定と改訂

- (1) 本規程は2023年12月付制定とする。
- (2) 本規程は必要に応じて改訂することが出来る。

以上